

陸軍

大正七年七月十七日

命令

一、大正七年七月十七日、陸軍省より、
つるし、山崎島及び、つるし、山崎島、
海軍省

二、大正七年七月十七日、陸軍省より、
つるし、山崎島、つるし、山崎島、
海軍省

三、大正七年七月十七日、陸軍省より、
つるし、山崎島、つるし、山崎島、
海軍省